

東京コスメ倶楽部会員規約

平成 28 年 6 月 1 日
東京コスメ倶楽部世話人代表
吉川 健太郎

(第一章 総則)

第 1 条 (名称)

本会は、東京コスメ倶楽部と称する。

第 2 条 (目的)

本会は、若手化粧品技術者の自主的な集まりであり、化粧品関連領域の技術および知識習得のために、関連する分野の研鑽と、会員相互の交流を目的とする。

第 3 条 (所属)

本会は、日本化粧品技術者会東京支部の下部組織と位置付け、東京支部学術部会 B は必要に応じて運営をサポートする。

第 4 条 (運営方針)

本会の運営方針は年度初頭に、東京支部学術部会 B と世話人(代表、副代表)が、運営会議を開催して決定する。

第 5 条 (運営)

本会は、日本化粧品技術者会東京支部の下部組織であるが、会員による自主運営とし、年 3 回の定例勉強会を開催する。特に時期を規定するものではないが、6～7 月、9～11 月、1～2 月を目安とする。

<定例勉強会の内容>

- (1) 外部講師の講演・実習・技術見学会など
- (2) 会員による講演・フリーディスカッションなど
(各定例勉強会のあと、交流会として簡単な懇親会を行なう)

<定例勉強会の企画・立案>

各回、企画担当者が内容、テーマなどを決定、代表・副代表などと調整の上、メンバーへの案内を行なう(メールリストを使用)。開催日程は、東京支部の事務局と調整する。勉強会の内容については、東京コスメ倶楽部のメンバーの希望や過去の定例勉強会の内容・形式を考慮し立案する。

<定例勉強会の開催場所>

開催場所は原則として東京支部学術部会 B の指定する貸会議室を使用する。

第 6 条 (会員の登録・管理・会の案内)

会員の名簿管理、定例勉強会の案内等は、メールリストを通じて行なう。メールリスト管理者は世話人代表・副代表が務める。

- (1) 会員の登録、管理
※上記登録における入会申込書には、個人情報に記載していただくため、東京コスメ倶楽部以外での活用はしない旨、明記する
- (2) 定例勉強会、交流会等の案内
- (3) 定例勉強会への参加／不参加連絡
- (4) 各種報告書の閲覧

(第二章 会員)

第 7 条 (会員資格)

東京コスメ倶楽部の目的を理解し、かつ以下のいずれかの条件を満たす者を東京コスメ倶楽部の会員と認める。

- (1) 入会を希望し、以下の入会条件のいずれかを満たす者
 - ・日本化粧品技術者会の準会員または 35 歳未満の正会員であること
 - ・東京支部学術部会 B 主催若手研究会に参加すること
 - ・東京コスメ倶楽部会員から紹介を受け、世話人に承認されること
 - (2) 前年度に東京コスメ倶楽部会員で、新年度 4 月 1 日に 35 歳未満である者
 - (3) (2)を満たさなくなっても、過去、世話人を務めた者は、2 年間をアドバイザーとして在籍することを認める。またアドバイザーは定例勉強会への参加も可能。
 - (4) 退会する者から入れ代わりで紹介を受けた者
 - ※退会する者は、その年度において、入れ代わりに新しい会員を原則 1 名紹介できる。入会にあたっては、その旨を世話人代表にメールで伝え、その後は正規の手続きに則って会員登録する。
- (第 9 条(1)入会基準の項参照)

第 8 条 (会員の権利)

会員は、年 3 回行なわれる定例勉強会に参加することができるが、この際、代理出席は認めない。

第 9 条 (入退会)

(1) 入会基準

第 7 条(会員資格)の条件を満たした者は、以下の手順に沿って入会手続きを行なう。

- 1) 入会案内に記載されている世話人代表へ連絡する。
- 2) 世話人代表から送られてきた入会申込書に必要事項を記入し、返信する。
- 3) 入会申込書の内容が確認されると、世話人代表より入会受理の通知が届く。

その後、メーリングリスト管理者からの指示によって、メーリングリストへの登録を行ない、会員登録が完了する。

(2) 退会基準

以下の場合に、会員は退会扱いとなる。

- 1) 会員の希望で、退会の意志を世話人代表に届け出た者。
- 2) 新年度 4 月 1 日までに、35 歳となっている者。
ただし、世話人経験者は、任期終了後 2 年間をアドバイザーとして在籍することができる。
※新年度ごとに 35 歳になる者については、メーリングリスト管理者より本人にお知らせする。

(第三章 世話人および定例勉強会企画担当者)

第 10 条 (世話人)

世話人は以下の役割を果たし、任期は原則 2 年とする。任期中に業務都合などでやむを得ず降任する場合、後任の世話人を代表・副代表で協議して選出する。

○世話人代表(1 名) : 総括、東京支部との調整

○世話人副代表(原則 2 名、必要に応じて代表の判断により 3 名とすることができる) : メーリングリスト管理、会計、代表・企画担当者のサポート

第 11 条 (世話人の選出)

世話人は、当期世話人の任期末(2 年目の 3 月末)までに、当期世話人代表と当期世話人副代表全員の協議により選出する。なお、世話人代表は、原則、当期副代表を務めた者の中から選出する。

第 12 条 (定例勉強会企画担当者の選出)

定例勉強会の企画担当者は 1 回につき、4 名がこれにあたり、このうち 1 名以上は企画担当経験者とする。企画担当者の選出は会員の自薦を基本とし、世話人の協議により決定する。尚、自薦者が必要人数に満たない場合、世話

人より指名する。

(第四章 会計)

第 13 条 (会費)

定例勉強会の参加費は、各回毎に徴収する。その場合、参加費は原則として学術部会主催の研究会の会費 3000 円を超えないこととする。内部講師で会議室での交流会の際には、2000 円程度を目安とする。

ただし、特別な行事には臨時の参加費や教材費などを徴収する場合がある。

また、上記参加費用の余剰については、世話人がこれを管理し、各定例勉強会での不足が生じた場合にこれを補う。

<領収書の発行>

※化粧品技術者会名で発行する。

<年間収支報告>

※会員および学術部会に会計責任者を明示して報告する。

(第五章 付則)

第 15 条 (規約の改廃)

本会の規約の改廃は、東京支部学術部会 B と、世話人の懇談会を経て会員(年度最初の定例勉強会に参加した)の承認を得るものとする。

この規約は、平成 28 年 6 月 1 日より施行する。

【改訂履歴】

2005.7.21	制定	
2014.9.5	改訂 Ver.2	入会条件の変更
2016.6.1	改訂 Ver.3	定例勉強会の開催場所、世話人の人数、勉強会企画担当者の選出方法の変更